

資源配分のあり方に関する有識者懇談会の開催について

1. 趣旨

内閣府設置法改正（平成 26 年 5 月施行）に伴い、科学技術関係予算に係る見積もり方針調整の事務が移管されたことを受け、また現在、総合科学技術・イノベーション会議において第 5 期科学技術基本計画の策定に向けた検討が進められているところ、この検討状況を踏まえ、同計画期間における科学技術関係予算の戦略的な資源配分のあり方などについて検討するため、「資源配分のあり方に関する有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 懇談会は、外部有識者により構成し、政策統括官（科学技術・イノベーション担当）が開催する。
- (2) 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）は、構成員の中から座長を依頼する。
- (3) 懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 公開

懇談会における検討の内容等については、懇談会終了後、遅滞なく、政策統括官（科学技術・イノベーション担当）が適当と認める方法により、公表する。

4. 懇談会の庶務

懇談会の庶務は、政策統括官（科学技術・イノベーション担当）において処理する。